

## 企業化をめざし本格的にはじまる

# 農業構造改善事業

### —実施の基準決まる—

農業基本法が制定され、農業経営の安定と農業と他産業との所得格差をなくするため、生産の選択的拡大が叫ばれておりますが、岡山県においてもその趣旨に沿って、農家の所得目標を76万円以上におき、生活水準を他産業従事者におとらない線まで引き上げる計画をたてています。この計画を推進するため、国において今年度から実施される農業構造改善事業を、本県においても強力に推進することになっております。

農業構造改善対策事業とは、このように農業の生産性を高めるために、農地保有の合理化、農業経営の近代化を促進しようとするものですが、事業の実施はつぎのような対策によって行なうことになっております。

①工業化予定地域・住宅化予定地域などを除いた、全国3,100市町村をおおむね10ヵ年にわたって、各市町村毎に平均4年（計画1年、事業実施3年）で実施しようとするものです。またこの事業を推進するための拠点として、36年度にパイロット地区が全国で91地区指定され、本県では吉井町（果樹）、旭町（酪農）、新庄村（和牛）の3ヵ町村が指定を受けています。

②この事業の事業計画は、市町村長が農業委員会、農業団体、農業改良普及所、家畜保健衛生所等の意見を聞いて作成します。各市町村長はその立地に応じて適地適産による主産地形成を中心として、農業生産の選択的拡大を推進します。そのため経営規模の拡大、高度な農業技術の導入、農用地の集団化など農地保有の合理化、圃場および農道等生産基盤の整備、機械、家畜その他の施設の導入による資本装備の増大、さらに流通合理化等のための事業を総合的、有機的に行なうことにしています。

③この事業の事業費および助成額は、一般地域平均1億1千万円の事業費（うち補助対象事業費9千万

円）、に対し補助金4千5百万円。パイロット地域は1地域平均7千5百万円（うち補助対象事業費6千万円）、に対し補助金3百万円のほか、農林漁業金融公庫資金と農業近代化資金から融資を行ないます。

④また地域の指定、事業計画の樹立、審査、事業実施等の指導力の強化をはかるため、県市町村の指導体制を整備します。

岡山県では昭和36年度に前記3パイロット地区のほか、一般地域の計画地区として、御津町、邑久町、山陽町、高松町、美星町、芳井町、賀陽町、川上町、成羽町、大佐町、久世町、津山市、美作町の13市町が指定され、すでに市町村協議会を設置して基礎調査を実施しています。

つぎに農業構造改善事業の実施にあたって、考慮しなければならない重要な点をあげれば、

#### ①農協の体制を整備すること。

これは1億1千万円の事業を実施するとして、そのうち4,500万円の補助金のほか、補助残融資のうち約2,000万円と融資事業のうち1,400万円は農業近代化資金がこれにあてられ、これは農協の資金の貸付けとなります。つまり、農協が中心となって農業用機械の共同利用施設、主産地化に応じた大規模な流通加工施設の建設、販売の促進、技術指導など、この事業推進のうえで農協がはたす役割は極めて大きいものがあります。

#### ②企業的農業を育成すること。

個々の農業が自らの力で経済の荒波を乗り切れるだけのものにする。つまり市場を通じて競争する商品生産農業へ飛躍することで、そのためには生産費の引下げ、市場での有利性を確保するだけの大量生産をはかるために、地域としての主産地化が必要となってきます。このためには地域内の農業者の考えをまとめて、みんなの足並みをそろえることが必要です。

## 岡山畜産便り 1962.07

### ③総合的な事業の推進

いままでの農業関係の事業は、たんに農道をつけるとか、牛を導入するとかに限られており、経営全体を改善しようという総合的な効果があまり考えられていなかったようです。この事業がねらっているのは、トラクターなどの大型機械を主力にして農道を整備したり、大圃場を造成したり、さらに生産された農畜産物を有利に販売するために、十分な体制を整えるなど立体的総合的に事業をすすめて、農業の体質そのものを変えようとするものです。

このほか、経営の問題、技術の問題、資金の問題などいろいろの問題がありますが、遅かれ、早かれ、

#### 第1、一般的基準

1、農業構造改善事業の指定町村は、構造改善の方向を定めて適地適産の作目（基幹作目）を決め、この作目に直接関係のある事業を重点的に実施する。そこで新農村事業のように総合的な事業種目の選択や、零細な施設を分散的に実施することはできない、ただし直接関係なくとも、基幹作目の経営に大きな影響をもつ場合は特別に認めるものもある。

2、この事業で行なう助成事業については、1箇所または1施設の個々の事業は、単年度で完了しなければならない。

3、助成事業の補助率は事業種目ごとに5割以内である。

4、助成事業の受益戸数は原則として1施設ごとに10戸以上であるが、畜舎の場合は5戸以上とする。

5、助成対象事業費の単価および歩掛りは、現地の実行価格で算定し、構造はそれぞれの目的に、合ったものでなければならない。

以上が一般基準として基本的に定められている点です。

つぎに事業種目別の基準についてですが、これは前に述べましたとおり、補助事業と融資単独事業の2つに大別されます。

〔補助事業〕は①土地基盤整備（農地集団化、団体営の土地改良、農地造成、草地改良造成、集団樹園地造成改良等）、②経営近代化施設（水田、畑作、特用作物、園芸、畜産、養蚕、基盤整備用機械等）③特認事業、に分かれます。〔融資単独事業〕は、①農林漁業金融公庫資金融資、②農業近代化資金融資に

県下の大部分の市町村においてこの事業の実施が考えられますので、この趣旨を十分に理解して、事業内容をよく検討して完全な成果をあげることが望まれるわけです。

またこの事業をすすめる基本となる、国で定められる諸法規の制定がいろいろの事情から少し遅れていましたが、「農業構造改善事業促進対策実施要領」に続いて、このほど「農業構造改善助成対象事実施基準」が定められました。これには、一般的な共通の事業実施上の基準と、事業種目ごとの基準が示されていますが、その概要はつぎのとおりになっています。

6、農業構造改善事業以外の事業で現在実施中のもの、あるいは実施済みのものをこの事業に切りかえることはできない。ただし草地造成改良事業の場合、この事業で引続き実施することが適当であればこの限りでない。

7、補助事業は新築、新品、新設であること。

8、補助対象事業の施設は、耐用年数がおおむね5年以上のものであること。

9、用地の買収費、および補償費は補助の対照とならない。

10、次のようなものは補助の対照とならない。

（1）消耗的物品もしくは、この基準以外の車輛。

（2）動力耕耘機、畜力作業機、人力用作業機のような、すでに十分普及性のあるものや事業効果の少ないもの。

11、この事業の施設は、経営管理規程等を作って、経営管理を適正に行なわなければならない。

よる事業とがあります。これらのうち畜産に関係のある事業を抜き出すとつぎのとおりです。

#### 〔補助事業〕

### 第2、土地基盤整備

#### 1、草地造成改良事業

##### （1）事業主体および概要

市町村は、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人でない農業生産法人または共同施行者が、集約牧野の造成改良および牧道等の整備を行なう事業とする。

##### （2）補助の対象

## 岡山畜産便り 1962.07

### ア、草地造成事業

障害物除去（刈払い、除石、抜根）、起土、整地、土じょう改良資材（草地肥料を含む）、および牧草種子とし、1事業主体の造成改良面積はおおむね5ha以上とする。

### イ、利用施設整備事業

隔障物設置（土塁、木さくおよび電気牧さく等）、牧道（牧道の有効巾員は原則として2m以上、1路線の延長はおおむね200m以上）、索道（1路線の延長はおおむね200m以上）および牧野樹林（防風林、庇陰林等）とする。

## 2、小規模農用地造成改良事業

### 飼料畑造成事業

#### （1）事業主体および概要

市町村、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人でない農業生産法人、または共同施行者が山林、原野その他未利用地において飼料畑を造成する事業とする。

#### （2）補助の対象

ア、障害物除去、起土、整地および土じょう改良資材とする。

イ、1事業主体の造成面積はおおむね5ha以上10ha未満とする。

## 第3、畜産経営近代化施設

### 1、共同飼料自給促進施設

#### （1）事業主体および概要

市町村、農業協同組合、同連合会（原則として市町村の区域をこえるものを除く）、農事組合法人でない農業生産法人、または利用組合が自給飼料生産施設、飼料調製貯蔵施設等を利用して、草地および耕地から生産される自給飼料の生産、調製、貯蔵の合理化を図るもの。

#### （2）補助の対象

ア、自給飼料生産施設

トラクターによる作業を中心とした自給飼料生産用の施設であって、トラクター（乗用型とする）および付属作業機としての耕転整地（プラウ、ハロー、ローター、カルチパッカー、リッジローラー等）、施設播取（尿散布機、マニアローダー、マニアスプレダー、ライムソワー、ドリル、ブロードキャスト

一等）、防除（噴霧機、散粉機等）、中耕除草（カルチベーター、ウィーダー、培土プラウ）、収穫（モーター、ヘイレーキ、ヘイテッター、ヘイコンデショナー、ヘイベーラーリーバー、バインダー、フィールドチョッパー、ポテトティガー、コンバイン等）運搬（トレラー）等の機械、かん水施設（スプリンクラー等）ならびに附帯施設とする。

また上記の農機具を格納する建物および付帯施設とし、その規模はおおむね30㎡程度以上とする。

#### イ、自給飼料調製貯蔵施設

飼料の調製貯蔵を行なうための施設であって、建物、飼料調製貯蔵用作業機（カッター、ブロワー、ドライヤー、ヘイプレス、ルートカッター、チョッパーミル、ハンマーミル、フィードグラインダー、コーンセラー、フィードミキサー、スレシヤー等）および付帯施設とする。

#### ウ、いも麦飼料化施設

肉豚および肉牛生産地における、いも麦の飼料化を促進合理化するための施設であって、建物、サイロ、いも糠飼料機、麦挽割機および付帯施設とする。

## 2、共同飼養管理施設

#### （1）事業主体および概要

市町村、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人でない農業生産法人または利用組合が、乳牛、肉牛、豚、めん羊、にわとり、（以下「家畜」という。）の飼養管理の合理化を図るための施設とする。

#### （2）補助の対象

ア、畜舎

家畜の繁殖、育成、搾乳、採卵、肥育等を行なうための施設であって、建物、サイロ、飼料庫、堆肥舎、繁殖豚運動場、牛乳冷却施設および付帯施設とする。また、1事業主体の関係戸数は5戸以上とし、その施設の規模は、おおむね下記のとおりとする。なお、育成牛舎にあっては、原則として放牧地のもなう施設とする。

乳牛舎 成牛30頭以上

育成牛舎 乳牛または肉牛50頭以上

肉牛舎 繁殖用または肥育牛20頭以上

めん羊舎 100頭以上

豚舎 繁殖50頭以上または肥育300頭以上

鶏舎 5千羽以上

## 岡山畜産便り 1962.07

### イ、家畜用水施設

水利の不便な高原または火山灰地等において家畜の用水を供給するための施設であって、水源施設、揚水施設および導水施設とし、その規模は（ア）に掲げる頭羽数に供給しうるものとする。

### ウ、放牧施設

家畜の放牧を行なうための施設であって、追込舎、監視舎、給水施設、給塩施設、隔障害、およびその他付帯施設とし、おおむね育成牛 50 頭以上にみあう放牧地を有するものとする。

### エ、育すう（ふ卵）所

にわたりの育すう（ふ卵）を行なうための施設であって、建物、育すう機（ふ卵機）および付帯施設とし、その規模は、原則として、市町村以上の範囲に供給しうるものとする。

### オ、家畜管理所

家畜の経済能力を常に最高度に維持するため、家畜の削蹄等の日常の健康管理、簡単な疾病の手当、種付、人工授精、妊娠鑑定、種畜検査等を行なうための施設であって、建物、機械器具および付帯施設とする。

## 3、共同処理加工施設

### （1）事業主体および概要

市町村、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人でない農業生産法人または利用組合が畜産物の処理加工を行なう施設とする。

### （2）補助の対象

#### 畜産物処理所

食鶏等の処理出荷を行なうための施設であって建物、機械および付帯施設とし、原則として市町村単位以上のものとする。

食鶏についての規模は、おおむね 1 ヶ月に 1 万 2 千羽を処理する程度とする。

## 4、共同集出荷施設

### （1）事業主体および概要

市町村、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人でない農業生産法人、または利用組合が集乳集荷等を行なうための施設とする。

### （2）補助の対象

#### ア、集乳所

乳質の保全と集乳の合理化を図るための施設であ

って、建物、冷却施設、乳質検査器具および付帯施設とする。

牛乳の貯蔵冷却規模は、集乳所にあつては、おおむね 5 百キログラム以上とする。

#### イ、集荷所

鶏卵、肉牛、肉豚、めん羊の集荷、出荷を行なうための施設であって建物、機械（選卵機、洗卵機、秤量器、牛衝器および特殊送車）および付帯施設とし、その規模は原則として市町村単位以上のものとする。

なお、鶏卵にあつては、おおむね 1 日 3.5 t 以上 4 t 程度とする。

## 5、畜産総合施設（畜産センター）

### （1）事業主体および概要

市町村、農業協同組合または同連合会が畜産主産地形成のための拠点として、家畜および畜産物の生産、出荷、処理、販売、技術の改良普及、経営の改善等のために設置する多目的の畜産総合施設とする。

ただし、営利または一般集会を目的とするものは含まない。

### （2）補助の対象

アに掲げた目的で設置する畜産総合施設であって建物、機械器具および付帯施設とし、その規模は、市町村単位以上のものとする。

## 6、農業基盤整備用機械

### （1）事業主体および概要

市町村または農業協同組合が農業構造改善事業を総合的、計画的かつ効率的に行なうため、農業基盤整備用機械を導入し、土地の有効利用開発、農業機械化の促進、労働生産性の向上等を図るものとする。

### （2）補助の対象

ア、農業構造改善事業として行なわれる土地基盤整備事業等を総合的、計画的かつ効率的に行なうための機械であって、ブルドーザー、レーキドーザー、パワーショベル、トラクターショベル、モーターショベル、ダンプカーおよびトレンチャー等とする。

イ、（ア）の機械は、導入地域の事業量および導入後の維持管理、運営計画ならびに投資効果等を十分検討し、真に必要と認められる場合に限るものとする。

## 第 4、特認事業

特認事業は、この実施基準にかかげる事業に準ず

## 岡山畜産便り 1962.07

るもので、その地域の特色と農業構造改善の基本構想にかなない、緊急度が高く、事業効果も大きく、自力をもって行なうことが困難な共同事業であって、高率補助を適用する補助事業として適切に認められるものとする。

### 〔融資単独事業〕

#### 農林漁業金融公庫資金融資

土地基盤整備事業を対象とするが、非補助土地改良事業助成要綱によって利子を軽減されるもの（牧野改良造成事業、牧野利用施設整備事業）であって、県知事の認定を受けた年度別事業実施計画に含まれるものを対象とする。（畜産関係分おおむねつぎのとおり。）

#### 1、牧野改良事業

農業協同組合、同連合会または部落団体等が、共同で牧野の造成、改良または利用施設の新設、改善を行なうもので、融資の対象はつぎのものである。

##### （1）牧野の造成、改良

牧野障害物除去、起土、整地、土じょう改良、かんがい排水施設の新設または改良、牧野樹林の造成、飼肥料木の植栽および優良多年性牧草の導入。

##### （2）利用施設の新設、改良

牧野障害物、牧道、さく道、水飲場および牧舎の新設または改良。

#### 農業近代化資金融資

#### 1、畜産経営近代化施設

農業協同組合、同連合会、または農業従事者を事業主体につぎの事業を対象とする。

##### （1）家畜導入事業

畜産経営安定のための乳牛、和牛、（肉牛）、（肉豚）等を導入する事業。

##### （2）飼養管理施設

家畜の繁殖、育成、搾乳、採卵、肥育等を行なうための施設であって、建物、サイロ、飼料庫、堆肥舎、飼料調理所、およびその他の付帯施設。

##### （3）処理加工施設

廃鶏処理所（建物および付帯施設とする。）、鶏糞処理所（建物および乾燥場、乾燥棚とする。）

以上が農業構造改善助成事業実施基準に示された事項のうちの畜産関係の大要ですが、このほか、この事業の大きなねらいの1つである、主産地形成の

基幹作目の種類やその設定についての考え方、作目の選定基準等については、この7月にさらにくわしく国の考え方が明らかにされる予定になっています。したがってこれら細部については、号を追って別に解説することにしたいと思います。

（畜産課）